## 最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

1 2019年7月31日,中央最低賃金審議会の小委員会は,2019度 地域別最低賃金額の改定について,目安をまとめた。群馬県の目安は,C ランク26円であった。

地方最低賃金審議会は、例年、中央最低賃金審議会が示す目安を参考として、地域別最低賃金額を調査審議し、都道府県労働局長に答申している。群馬県においても、昨年度、群馬県地方最低賃金審議会が地域別最低賃金を1時間当たり26円引上げて783円から809円に改正決定するよう答申し、それを受けた群馬労働局長が答申どおりに地域別最低賃金を809円に改正決定したところである(2018年10月6日発効)。これは、例年とは異なり、昨年度、中央最低賃金審議会が答申した目安(Cランク:25円引上げ)を上回る引き上げ幅ではある。しかし、中央最低賃金審議会の答申した目安をある程度反映したものといえよう。

本年も、中央最低賃金審議会における最低賃金改定の目安を受け、群馬 地方最低賃金審議会において群馬県の地域別最低賃金が調査審議されるこ ととなっている。

2 ところで、我が国の最低賃金制度は、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定等に資すること を目的としている(最低賃金法第1条)。

ここで、1か月当たりの労働時間として、厚生労働省の毎月勤労統計調査の結果(2019年3月分結果確報)である164.3時間(調査産業計の一般労働者の総実労働時間)を用い、群馬県の現在の最低賃金額である1時間当たり809円をもとに試算すると、1か月の賃金額は13万2918円となる。

しかし、この賃金額では、労働者が十分生活していけるだけの水準が確

保されているとはおよそ言い難い。

したがって、群馬県における地域越最低賃金の具体的な水準を設定する にあたっても、最低賃金でフルタイム働いた場合に、十分生活していける だけの水準が確保されるよう検討されるべきである。

3 特に、群馬県の最低賃金の額は、関東地方の中で一番低く、北関東3県に限って比較しても、2018年10月に改正発効された最低賃金は茨城県822円、栃木県826円に対して群馬県は809円と、10円以上の開きがある。これには、中央最低賃金審議会が毎年示す地域別最低賃金額改定の「目安」において、栃木県及び茨城県がBランクとされているのに対し、群馬県はCランクとされていることが大きく影響しているものと考えられる。

ランク区分見直しの基礎とされる諸指標は、所得・消費に関する指標、 給与に関する指標及び企業経営に関する指標などの指標であるが、それら の指標に基づき、2017年度に中央最低賃金審議会において実施された ランク区分見直しにおいても、群馬県はCランクと区分された(ただし、 ランク区分の諸指標による総合指数では、Cランク中トップの76.1で あり、Bランク最下位の山梨県76.5とわずかに0.4差である。)。

2011年度に実施されたランク区分の見直しにおいては、群馬県の指数は、県単位を基準とした指数はBランクとされている11府県と同水準であった。しかし、県庁所在都市を基準とした指数はBランクとされている府県の水準には達しておらず、Cランクとされている14道県の中でも比較的低めなものであったため、同見直し時点において、群馬県がCランクに区分されたものと考えられる。これには、群馬県には、県庁所在都市である前橋市と同規模、又はそれ以上の経済規模を有する高崎市という中核市があることが影響したといえよう。そのため、2011年度から用いられていたランク区分は、そもそも、県域における最低賃金を取り巻く状

況を反映していたものとはいえなかったきらいがある。

2017年のランク区分見直しにおいては、ランク区分の基礎となる諸指標のうちの所得・消費に関する指標が都道府県全体の状況を捉えるものとされたなど、これまでのランク区分よりも地域の実情に配慮した見直しがなされたものと考えられる。しかし、このような見直しがされてもなお、2011年度以降の県域における最低賃金を取り巻く状況を適切に反映していたとはいえないランク区分のもとに開いた隣県との差は縮まるわけではないため、これまでに開いてしまった隣県との差を積極的に縮めていく必要がある。

このままでは、ランク区分が上位の都府県との間の最低賃金格差は、年々 大きくなる一方であり、これによって労働力が流出し、さらなる地域間経 済格差が生じるという悪循環に陥ってしまう。

地方最低賃金審議会は、地域の実情を踏まえて地域別最低賃金額を決定するのであるから、群馬地方最低賃金審議会においては、群馬県のこのような状況を踏まえ、県域の実情を慎重に検討し、単に中央最低賃金審議会が答申した目安(Cランク:26円引上げ)に捉われるのではなく、群馬県の最低賃金額を主体的に決定すべきである。

4 政府は、2016年6月2日に閣議決定された「日本再興戦略2016」の工程表において、全国加重平均が1,000円となることを目指すとし、2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」においては、2020年までの目標として、「全国最低800円、全国平均1000円」にまで最低賃金を引き上げることを明記している。

ところが、2018年度地域別最低賃金のうち、群馬県の最低賃金額は809円に留まっている。2020年度中に全国平均の目標値に達するには、本年度と来年度において、それぞれ95円以上の引上げが必要である。

群馬県の地域別最低賃金を上記のように大幅に引き上げることによって

群馬県内の消費を増加させ、ひいては生産も増加させることにより、他県 に先駆けて地域経済の健全な発展を促すべきである。

5 最低賃金の引上げの効果には、労働者の離職率を下げ、新規採用・訓練のコストを削減し、生産性の向上に繋がること、また、賃金が消費に回り地域的及び全国的に経済成長を刺激することなどが挙げられ、このようなメリットがあることからも、最低賃金を引き上げるべきことは正当化される。

また,2015年1月から最低賃金制度を導入することで低賃金労働者の賃金を引き上げたドイツでは,導入前後で雇用者数,会社の倒産件数及び会社の新規の登録件数に変化はなく,負の影響はないとドイツ最低賃金委員会は見ており,企業の競争力低下も見られなかったということである。

6 群馬地方最低賃金審議会では、2018年度において、中央最低賃金審議会が答申したCランクの目安よりも、1円高い金額を決定しており、中央最低賃金審議会の答申に捉われないという点においては評価できる判断であった。しかし、現在の最低賃金額ではまだまだ不十分である。群馬地方最低賃金審議会は、以上のことを踏まえて、中央最低賃金審議会の答申した今年度の地域別最低賃金額改定の目安に拘泥することなく、群馬県の地域別最低賃金の大幅な引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保すべきであり、2018年度よりもさらに進んだ判断を期待するものである。

2019年7月31日 群馬弁護士会 会長 紺 正行